

平成20年度 第1回洞爺地区地域審議会会議録

日 時 平成20年5月14日(水)

16時00分から

場 所 洞爺総合センター大会議室

会議次第

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 町長あいさつ
- 4 委員の紹介
- 5 会長及び副会長の選任について
- 6 会長及び副会長あいさつ
- 7 議 題
 - (1) 地域審議会について
 - (2) 洞爺地区に係る平成20年度執行状況について
 - (3) その他
- 8 その他
- 9 閉 会

出席委員

伊 藤 文 雄	稲 實 邦 章	毛 利 政 則	大 廣 博 子
矢 野 克 典	和 泉 清 志	岩 原 義 美	

欠席委員

高 橋 哲 也	原 昌 明	藤 盛 重 晴	
---------	-------	---------	--

会議に出席した町職員等

長 崎 良 夫	真 屋 敏 春	星 一 郎	
高 橋 泰 夫	若 木 涉	西 代 光 明	佐 久 間 豊 憲

1 開 会 16:00

2 委嘱状の交付

町長から各委員へ委嘱状を手交する。

3 町長あいさつ

ただいま委嘱状をお渡ししたところでありますが、洞爺地区地域審議会委員をお引き受け頂
きまして、有難うございます。

さて、洞爺湖町が誕生し、すでに2年が経過したわけですが、この間、町民の皆様のご協力

の下、新町における町民意識の一体化醸成に力点を置きながら、まちづくりの基盤固めに全力を挙げて取り組んでまいりました。

しかしながら町の財政状況は、国の強引とも言える様々な地方制度改革などによって、極めて厳しい状況に追い込まれております。さらにこの状況は、地方交付税改革などにより、今後いっそう厳しさを増すことが必至の状況にあります。このような状況に対応するため、現在、役場内においては、役場組織を挙げて行財政改革に取り組んでいるところであります。

一方、ご承知のとおり、2008年7月に日本国で開催される主要国首脳会議（G8サミット）の主要会場がウィンザーホテル洞爺に決定され、歴史的なイベントがわが町で開催されることとなりました。これによって「洞爺湖町」の存在がメディアを通じて全世界に知られることとなり、北海道洞爺湖サミット開催を契機とした地域活性化の大きなチャンスを得たところであります。

このような状況の中、皆様方には、合併協議における協議書に基づき設置いたします洞爺地区地域審議会の委員として、平成22年3月31日までの2年間、洞爺湖町のまちづくりにお力添えを頂くこととなりました。

町を取り巻く環境は、決して楽観できない厳しいものがありますが、官民一体となって知恵を出し合いながら、まちづくりを進めて参りたいと考えておりますので、町のさらなる発展のために忌憚のないご意見を頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、平成20年度洞爺地区地域審議会開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

4 委員紹介

各委員起立により自己紹介

事務局職員起立により自己紹介

5 会長及び副会長の選任について

事務局 本来ですと、進行は審議会の会長が会議の議長となる定めとなっておりますが、会長選出までの間、町長にお願いしたいと思っておりますが、委員の皆様宜しいでしょうか。

委員 意義なし

仮議長（町長） それでは、これより会長が決まるまでの間、次第に従って順次進めて参りますのでご協力をお願い申し上げます。

会議次第の5番目にあります「会長及び副会長の選任」について、事務局より説明願います。

事務局 ご説明致します。

洞爺地区地域審議会の会長及び副会長の選任でございます。会長及び副会長の選任にあたりましては、「虻田町及び洞爺村の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書」第7条に基づき、委員の互選によりこれを定めることとなっておりますので、よろしくお願い致します。

仮議長（町長） ただいま、事務局より説明がありましたとおり、会長及び副会長の選任について協議書に基づき委員の互選となっておりますが、委員の互選について方法についてどのようにしますか。

もし事務局の腹案でもありましたら、紹介してください。

矢野委員 腹案について聞いておりませんが、過去2年間審議会が開かれ、前回から経験のある方がいられる中で前回経験された方をお聞きしたうえでもよいのではないかと思います。

事務局 前回の会長につきましては、伊藤文雄さんで副会長は毛利政則さんです。

矢野委員 腹案とバツテングしなければ伊藤さんに引き続きやっていただければ流れとしても捕まえているのでいいかなと思いますので

毛利委員 ぼくも伊藤さんにやっていただければいいと思います。

岩原委員 一応議事の進行上指名推薦ということでいかがでしょうか。

委員 いいです。

岩原委員 私も会長に伊藤文雄さん、副会長に毛利政則さんを

毛利委員 農協の委員と審議会委員の任期がいっしょにならなくて今年度いっぱいかわってしまうのではないと思うのです。農協の役員が3年ごとで審議委員が2年なんですよ。途中で代わるはどんなものなのかなと思います。できればそういう可能性のない方のほうがよいのではないかと思います。また、公共的団体推薦よりも思惑とからまないのが公募の矢野克典さんをお願いしたいと思います。やはり偏った考え方になりがちなのでぜひ公募の方からなっただければと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

仮議長(町長) それでは、まず会長さんを決めたいと思います。

会長さんについては、伊藤さんという意見がありまして、伊藤さんを会長ということでいかがでしょうか。

各委員 異議なし。

仮議長(町長) それでは、伊藤文雄さんを会長にいたしたいと思います。

ご異議ありませんね。

各委員 異議なし。

仮議長(町長) それでは、そのように決定いたします。伊藤文雄さんよろしくお願い致します。それでは、さっそく伊藤さんに会長さんの席についていただき、簡単にござつをお願いして私の職務を解きたいと思います。よろしくお願い致します。

矢野委員 副会長はどうしますか。

仮議長(町長) 副会長は会長さんに・・・

議長(伊藤) ただいま、皆様から指名をいただいて会長という職を担うこととなったのですが、本来であれば任期ごとに新しく変わって行って次々そういう新しい気持ちでことう審議会を運営してもらえれば結構かなと思ってたのですが私の思惑とする人物が本日欠席しておりましてどうしようもなく引き受けざるを得なく、これから2年間皆さんとともに皆さんの意見を十分に出せる体制を主に進めていきたいと思いますのでどうぞよろしくお願い致します。

それでは、残されています副会長の件について、話題と致します。どなたを副会長としますか。

毛利委員 矢野委員でお願いなと思います。

議長(伊藤) ただいま、矢野委員さんという声がありましたが、いかがでしょうか。

委員 いいです。

議長（伊藤） はい。ご異議がなければ矢野さん、矢野克典さんを副会長に指名致します。

どうぞよろしくお願い致します。

矢野委員副会長席に着席

議長（伊藤） それでは、議題に入ります。

議題（１）地域審議会についてを説明願います。

事務局 地域審議会ということで、3ページ、4ページ、5ページ、6ページとありますが、7ページ、8ページの地域審議会について資料の方で説明したいと思います。8ページをご覧ください。「地域審議会とは」ということで合併により「行政区域の拡大に伴い、住民と役場の距離が大きくなり住民の意見が合併後の町の施策に反映されにくくなる」ことから住民の意向を反映させる方法として、平成11年7月の合併特例法の改正により地域審議会の制度が設けられております。

地域審議会とは合併関係市町村の区域ごとに置くことができ、新町の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項について新町の町に意見を述べる地方自治法に基づく付属機関であります。審議会を組織及び運営に関する必要事項についても、合併関係市町村の協議により定めることとなります。地域審議会の設置は合併前に設置の決定がなされるのが適当であります。また、新町で合併前の協議により定められた必要事項を変更しようとするときは、条例で定めなければなりません。つづきまして、下覧の地域審議会の役割についてということで（１）の市町村建設計画の変更、市町村建設計画の執行状況（定期的なもの）これは決まっている計画でございます。その他必要と認める事項を合併市町村の長の諮問に応じて意見を述べる。又（２）では市町村建設計画の執行状況（臨時的なもの）これはその都度計画が出てきたときに各種施策の実施状況等必要に応じて合併市町村長に意見を述べることとなっております。

それでは3ページにおもどりいただきまして、虻田郡虻田町及び虻田郡洞爺村の配置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書とあります。これにつきましては、平成18年3月27日から虻田郡虻田町及び虻田郡洞爺村を廃止し、その区域をもって新たに「虻田郡洞爺湖町」を設置することに伴う「地域審議会について、市町村の合併の特例に関する法律により、下記のとおり定めるものとする。」ものであります。設置に関する事項につきましては第1条に「市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき設置する。」こととなっております。名称につきましては「虻田地区地域審議会、洞爺地区地域審議会2つの審議会を設置する。」で実施しております。第2条の設置期間につきましては、「合併の日から6年以内。」第4条、飛びまして第4条の組織につきましては、「審議会は、それぞれ委員10名以内をもって組織する。」ということになっております。第6条の任期でございます。委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。」第7条の会長及び副会長「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。」ということとなっております。会長1名副会長1名となっております。

以上で簡単でございますが審議会のシナリオを説明させていただきました。

つづきまして、5ページの洞爺地区地域審議会会議運営規定というのがあります。

これにつきましては、この規定は、「虻田郡虻田町及び虻田郡洞爺村の配置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書」第10条の規定に基づき、洞爺地区地域審議会の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。でございます。

第6条の会議録の作成「議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。」第7条の会議録等の公開「会議録及び会議にて提出された資料は、原則として公開する。」第8条の会議の傍聴「会議は傍聴することができる。傍聴人の定員は20名までとする。」

以上簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

議長（伊藤） はい、どうもありがとうございました。ただいま地域審議会について別紙のとおり説明を受けました。何かこの審議会について皆さんの方から質問があればこの際受けたいと思います。無いようですので（2）洞爺地区に係る平成20年度執行事業についての説明を願います。

事務局 それでは、11ページをご覧いただきたいと思います。

平成20年度の洞爺地区の主要事業を説明致します。第1番目に「平成20年度洞爺・水の駅周辺地区整備事業」まちづくり交付金事業でございますが、12ページをご覧いただきたいと思います。12ページで「洞爺水の駅周辺地区まちづくり交付金事業」とありますが、この事業につきましては平成18年度から平成22年度まで新町建設計画に基づきまして、整備を行っております。事業の中身に関しましては11項目となっております上から順番に「農・商連携広場」「洞爺芸術館」「洞爺湖水広場」4番目に（仮称）「湖ふれあい交流センター」につきましては、今は「洞爺湖カヌー体験ハウス」と言う様な名称となっております。

ここまですにつきましては、平成19年度に完了済みでございます。「道道豊浦洞爺線の外灯につきましては、市街地外灯照明整備としまして19年度3基、20年度以降は16基となっております。「錦川親水広場」につきましては、計画変更を伴う予定でございますので、後の会議で述べたいと思います。7番目に（仮称）「芸術文化通り」これは昨年秋に変更新規で上げております。「いこいの家交流機能強化事業」につきましても今後の計画として21年・22年度に計画変更で上げております。

「水の駅広場」につきましても、最終年度22年度に計画しております。次に（仮称）「町道21号線」につきましては、これは現在の総合支所から水の駅にかけての新規の道路を計画しておりましたが、昨年度審議会におきまして計画変更に伴い廃止となっております。つづきまして（仮称）「洞爺望洋広場整備」の件につきましても、これは昨年秋から今年度3月にかけて新規事業として整備を行い旧マザーホテルの解体及び広場の整備ということで3月までにある程度の整備を行いまして本年度6月下旬までに完成するという予定であります。次の図面につきましては想像図面であります。裏につきましては、最新更新した図面でありまして14ページの洞爺望洋広場整備・・・一番下の芸術館から水の駅の間芸術文化通りが今年度より・・・28予定となっております。もとにもどりまして、11ページでございます。20年度の整備につきましてはさきほど言ったとおり望洋広場の整備事業といたしまして旧マザーホテル跡地緑地整備その他整備事業計画面積につきま

しては3,500㎡でございます。芸術文化通り整備事業につきましては、芸術館から水の駅までの湖畔道路約120m幅7.5mの本年度は実施設計を組む予定でございます。市街地歩道照明整備につきましては、道道豊浦洞爺線の歩道整備等は北海道土木現業所のほうで整備をおこなっていただいておりますが小公園から農協スタンドまでの600mの区間の全体では19基、本年度5基を整備する予定でございます。以上でございます。

議長（伊藤） はい、ありがとうございます。

事務局（真屋支所長） ただいま星副支所長の方から説明していただいた事業につきましては、まちづくり交付金事業ということで合併前の平成17年に旧洞爺村の方で計画立案されたものを合併になった後、平成18年から22年までの5ヵ年事業で事業を実施するというので、ただ今取り進めておりまして、この地域審議会並びに町の議会の方と色々議論をしながらただいま変更の事業で取り進めているところでございます。次に同じ11ページになりますが、資料の11ページの2番目の富丘地区コミュニティ施設整備事業でございますが、これは旧富丘小学校跡地でございます。図面でいきますと15ページになります。

皆様、富丘地区はご存知のとおりでございます。あそこに旧小学校跡地がございます。あの地区、地域の方々のよりどころの場所というところがございまして15ページから16ページになりますけれど、地域の方から強い要望等がございまして特に又あの地区におきましては神内ファームさんの方で今後牛を飼う施設が整い、また人家も相当数入ってくるということからコミュニティ施設を建設しようとする内容のものでございます。コミュニティ施設としては、約59.49㎡・坪数に直しますと建物では18坪程度の集会施設になるかと思っております。それに伴い付帯設備としまして取り付け道路、水の施設、外灯、四阿等の整備する予定としております。次に町の事業の一つとしまして、美沢団地5号棟建設事業でございますが、これにつきましては、お手持ちの資料の17ページになりまして、これも旧洞爺村時代から計画立案されました住宅事業でございます。資料の一番上の方に平成12年1号棟が建設されました。平成13年に隣に2号棟が建設されました。2棟12戸の建物であります。平成16年に3号棟が建設されまして平成18年に4号棟が建設されております。今年度、平成20年度におきまして1棟8戸建設を予定しております。この建設に伴いまして、今まで錦川団地というのがございましたが、こちらの方は用地をお借りして公営住宅を建設しておりました。このたび用地の使用期限が切れることから、こちらの方の建物を美沢団地建設と同時に今入っている方々をこちらの方に移動していただいて、錦川団地は壊し更地にして所有者の方にお返しする運びでございます。なお、美沢団地のこの5号棟の建設に伴いまして、洞爺地区の公営住宅事業につきましては、ほぼ一時完了かなということでございます。残るのは錦川団地が残りますが、これらにつきましては、新町洞爺湖町におきまして、洞爺湖町本庁におきましてもまだまだ古い住宅がございまして、それらと年度が重ならないように移転の計画を考えていきたいと思っております。とりあえずは今回20年度で5号棟1棟8戸ができますと洞爺の大方の公営住宅対策は一応は完了できるかなと考えております。次に11ページの方に戻らせていただきますが、

美沢公営住宅横道路整備事業ということで12年・13年そして16年と事業を進めていく中で、取り付け道路部分ということで道路整備と一緒に併せてやっております。このたび、国の補助制度がうまく活用できるかなということで、ただいまこの5号棟建設に併せて道路が整備できないかなということで検討しているところでございます。

皆様、この公営住宅今上のほうから見ますと、ずうっと舗装が順次きております。この道路が一本になりますとこの総合支所・総合センターの横を通って下のほうにずぼっと抜けるという道が整備できるので、できればこれを補助事業に乗って整備をしてまいりたいという計画をただいま持っているところでございます。以上です。

議長（伊藤） 　ただいま、20年度に係る事業についてそれぞれ説明を受け、資料に基づいて説明を受けました。今回皆さんのほうから質問がありましたら受けたいと思いません。

岩原委員 　美沢団地の現在入られている戸数は何戸ですか。

事務局 　8戸です。全体でですか。

岩原委員 　はい。この建設する戸数は、いや全体で

事務局 　建設する戸数は8戸です。

岩原委員 　いや全体で住んでいる方は

事務局（星） 　48戸。なお、美沢団地の中で計画的に空き家としている住宅が何戸かありまして美沢の古い住宅4棟16戸を壊すのですが、それと錦川に今入っている方が6戸ですが美沢に建設を8戸計画しておりまして、美沢の古い住宅の16戸うち半数くらいの入居がありまして計算的には今取り壊す戸数に関してはクリアできます。あと緑沢団地につきましては、計画的に空き家にしてますけれど、いま4戸空いてますので、とりあえず1・2年の応募につきましてはクリアできるかなと思います。

事務局（真屋） 　既に40戸の公営住宅が建設されております。そして今回新たに8戸の公営住宅の建設が予定しておりまして、もう既に錦川団地の方に入っておられる方はこちらの方に移行されてる方がいらっしゃいます。それと今美沢団地の方では4件の希望者の方がお残りになっていらっしゃいます。これは今年取り壊す予定となっております。ただ、新しい住宅ができることによって家賃との関係がありまして、どうもこちらの住宅でなくて緑沢の方に入りたいという方もいらっしゃいます。ただいまこの住宅ができて、それまでに中にいられる方、入りたいという方の希望・要望調査をしておりますので、すべての方が今公営住宅に入っていられる方はきちんとした形で移行できるというふうなことで今動いております。

委　　員 　錦川団地は全部潰れるんでしょ。

事務局（真屋） 　はい、全部なくなります。

町　　長 　あの土地は全部借地なんですよ。お借りしている土地です。あれはお返すする。

委　　員 　特に問題なく住民の方が移行できる。ちょっと心配かな。戸数と家賃体制でうまく移動できるのか気なりまして

事務局（真屋） 　今ちょうど調整させていただいているところですが皆様の意向を聞いてみます

とうまく割り振りできるような状況かなと、一つには家賃の問題、一つは家族構成の問題等々がございまして今お聞きしている中に公営住宅に入っている方のお話を聞くとうまく割り振りができるかなというふうに考えております。

事務局（星）　そして家賃の対策については低所得者家賃ということで今の家賃を3年間で傾斜的に上げていくことなので、そのへんは大丈夫かなと考えております。

委　　員　　ちなみに家賃はいくらですか。

事務局（星）　新しいところで大体普通の世帯で22,000円前後、今錦川でいただいている最低は13,000円からとなっております。

委　　員　　最低。しくみを教えてほしい・・・

事務局（星）　所得が応じて。

委　　員　　たとえば、駐車場の使用料とかはどのようになっているのか。

事務局（星）　駐車場の使用料につきましては、今の規定では1台1,000円月1,000円となっております。

事務局（真屋）　駐車場料金につきましては、本庁地区の住宅事情等もありますのでなるべく相違しないような形で応分の負担は頂いていかないとならない。

委　　員　　なるべく、家賃で高くして入れないとかいう人がいるかと思うが、たくさんそれなりに家賃は取ってほしいし手を掛けて作っているものなので・・・

委　　員　　单身住宅は空いているのか。

事務局（星）　今のところオアシスに関しては、全部埋まっておりますしホープについては2戸いやオアシスが2戸くらいです。

委　　員　　もし、この地区で働きたい人でたまたま独身で単身者住宅が空いてない場合、緑沢を貸してもらえるものなのですか。

事務局（星）　あれは、世帯用なので。とりあえず規定では世帯用なので。それか老人60・65歳以上しか入れない。

事務局（真屋）　オアシスの方はいま任意協議会。できれば単身者住宅の方にお越しいただいて、空きがあるようであれば。ただ残念ながら公営住宅と違いまして単身者住宅のほうが家賃が若干高いのでこれは残念ながら・・・

委　　員　　芸術文化通りはどのようになっているのか。事業内容について・・・

事務局（星）　芸術文化通りについては、先ほど説明いたしました但昨年度「洞爺湖芸術館」が旧役場に建設しまして完了致しております。その前の三樹園の敷地と役場の駐車場を含め「洞爺湖湖水広場」として整備しておりますし今後は水の駅から芸術館までにある程度のお客様を誘導しなければならないということで図面は付いておりませんが、湖畔の道路120mを整備致しまして、あそこにはみずならの巨木が5本ほどありまして前は風致保安林でしたが現状は風致保安林を外しておりますしその木をどうするかということで協議致しましたが、その木を残しながら湖畔と道路と木を中心として歩道と道路を分けまして湖側に歩道を持っていきまして今の護岸を親水護岸として海岸工でお客様が楽しめるような形で整備していきたい。三樹園側の昔道道であった道路の護岸に合わせた形で水の駅まで護岸を整備しながらやっていきたいと思っております。

委　　員　　望洋公園広場の図面的なものは出ないのでしょうか。

- 事務局（星）** 図面はできております。後で皆さんに示したいと思います。
- 委 員** 望洋公園広場についてせっかく壊してきれいになったのですが敷地の関係でどこからどこまでかわからないのですが石がたくさん置いてあったりつぶれた厩があったり付属のものがあってそのへんはどのようになっているのか。
- 事務局（真屋）** 石のあるところは河川用地部分と開建用地・道路敷地内です。部分に大方の石が組み込まれている。武四郎坂の方に下りてくるところに一部民地がございましてそのところにも相当数の石があります。石そのものの所有者は前の方の所有物となっております。他人の土地に入っている物を今回マザーホテルの解体はたまたま町のほうで買い取ったところで町のほうで整備できたのですが他の用地に入っている物については残念ながら手を出せないような状況でして、又馬小屋ですが約 50m くらいのところの建物も民地でございましてなかなか思うように事が進めていかれない現状があります。一番良い方法は所有者の方が自ら手を下していただくのが一番良い方法なのですがなかなか現実的にはきびしい状況にあります。
- 事務局（星）** 建物は前の所有者で土地の所有者とは異なります。
土地の所有者は何人かの共有となっております。
- 委 員** 今まで目立たなかったのが、かえって目立つようになってしまった。
- 事務局（真屋）** 頭の痛いところであります。
- 委 員** 芸術文化通りは車両が通れるようになるのですか。
- 事務局（星）** 車幅 7.5m ですので程度大型も通れるように形にしたい。
- 委 員** 水の駅のところを上げられるように車幅で・・・
- 事務局（星）** はい。まだ今年度は実施設計段階なので構想については十分協議したうえで進めていきたい。
- 委 員** 用地取得については
事務局 地権者がこの部分については協力していただけるお話がある。
議長（伊藤） 他にありませんか。
- 委 員** たとえば、今説明を受けたのですが、我々がどこまで審議できるのかわからないのですが、だいたい今やろうとしていることは議会等を通じて一通り検討されていることと思われませんが、たとえば来年度以降で予定を組んでいるもの、洞爺であればいこいの家の見直しをここでこういう検討をしてこうなったとか建設をしたらとかの協議をここでできないのか。
- 事務局（真屋）** ご協議していただく場面が出てくると思います。たとえば・53 の問題とか・・・のこととか。特に大きな問題がいこいの家の改築といいましょうか。機能整備といいましょうか。このへんのややこしい状況があります。
- 委 員** ぜんぜん違う場所での雑談の話ですがあくまでも借地ですよね。
いこいの家の改築の予定があるとかないとか交付金事業の中だということでは景色をながめながら風呂に入りたいという人なのか風呂に入りたくていくのが目的なのか目的によって違いはあるかと思いますが、近場に作ったほうがいいのかと思うし又民間のホテルも同じ敷地の中にあることだろうし地主とどのような話となっているのか今後どのようになるのか。借地として 20 年以上になりますよ

ね。そうすると使用料としてかなりの金額になると思います。

事務局（真屋） 資料的にはいつから借金してこれだけやったのか、あるいは今後どうなるのか今後どれだけ賭けて行えば費用対効果があるのかなど資料的に皆様にお示ししてご議論していただかなければならないというふうに考えております。

委 員 福祉施設でない採算のとれないのをわかっているのにわざわざ改築するのは納得のいかないところがあるし、

町 長 交付金事業は何年度で終わりか。

事務局（星） 平成22年度で終わりです。

委 員 期限をすぎると何もできないことになるのか。

町 長 そうそう、ちょっと難しい問題です。民間が儲かっていればよいのですが。

委 員 どうも借地で建物を建てているとか何かをするのは如何なものか。無償で借地をしてもらうならどおってことない思うのですが、一番骨は眺め特に旧洞爺村のいいところと言う人もいれば悪く言う人もある。住民の負担を軽くして協力して欲しいと思います。

委 員 事業内容については具体的に決まっていますか。

事務局（星） 口頭で事業を行なう時にその基本的な計画をお知らせすることになる。

とりあえず用地買収に伴いまして、いこいの家の浴室がかなり限界に来ておりまして増改築をし、外部の緑地整備を考えております。

事務局（真屋） あくまでも計画ですのでこれからまた地域審議会の皆様にご論議をして頂き、そして議会方とも進めていかなければいけないと思っております。

委 員 22年度に終わるということは、22年度には完成しないといけないということ。

事務局（真屋） そうです。

委 員 もう来年の分は今のうちに出していかなければならないということですね。

たとえば、いこいの家の関係など用地があって建物でということになれば果たして契約書がどのようになっているかわからないが、元に戻して返すこととなるとか、また他の場所で施設を作ったほうが収益的にも集客的にも良いではなかろうかとか出てくるとされるんですよ。

委 員 参考資料として今の利用者数とかの資料があれば。

事務局（星） いまのところ4万5千人位で最長で10万人くらいで平均6万人位で推移しています。全体の計が出たので老人が100円となったことによって老人の方が温泉の色々な所の利用ができるようになっていこいの家の利用は減っていますが一般の観光客やキャンプ客の入込みは横ばいとなっています。

委 員 高齢者の入浴ということで最初はお金がいるとか温泉までいっては入れるとか色々な話があったが、どう考えるかなのだが、

委 員 車の運転のできる人はよいが

委 員 温泉までいつて只で入れるようなもの

事務局（真屋） 1万5千人減ったということは、利用価値がなくなったということではなくてその方が温泉のほうへ行っているという実体です。

委 員 町が大きくなったことで大きくなったなりのスケールメリットがでないとい

けないと思われませんが

町長 今月浦の温泉の入込みがありまして
議長（伊藤） 平成20年度の事業についてはよろしいでしょうか。
それでは、（3）その他に移ります。

事務局（真屋） 事務局の方から1点だけ洞爺地区の準都市計画の指定についてご説明させていただきます。都市計画推進室の方から説明させていただきます。

高橋室長 ただいま紹介をいただきました建設課の高橋といいます。
今年度平成20年度は、準都市計画区域の指定ということで進めていきたいと考えておりまして、場所的には洞爺地区の国道230号線のから湖側の方で地域でありまして、大変景観に優れているということで町外の方が別荘を建てられているという実態があります。区域的には3,000ヘクタールほどありましてそのうちのどのくらいの区域が指定になるかということがあります。準都市計画区域自体はその区域全部を指定することではなくて、森林区域とか国立公園の特別区域などを除いた区域となります。農業の関係では、農用地とか農振地域とかは指定できるということになります。そのようなことを含めて3,000ヘクタールのうちのどの区域の指定するのか検討していくこととなります。なぜ、別荘が建つようになったのかということなのですが、ここに書いてありますように都市計画区域外ということがありまして、たとえば建物については建築基準法上の確認申請が必要ですが特殊な建物は除いて一般的な住宅についてはこの申請が必要ありません。それから容積率とか建ぺい率とかが定められております。容積率とか建ぺい率については皆様お分かりかと思いますが、容積率については敷地面積の対する延べ床面積の割合、例えば容積率が200パーセントであれば100坪の敷地であれば200坪の建物が建てれるということで、建ぺい率というのは敷地面積に対する下の部分の建物の面積で、例えば建ぺい率60パーセントであれば100坪の土地であれば60坪の建物が建てれるということになりまして、そのようなことを決めることとなります。それから開発行為、土地を切り崩して宅地にするとか行為があります。洞爺地区についても開発行為の指定があります。1ヘクタール以上については北海道、胆振支庁の権限で許可することになりますが、1ヘクタール未満につきましては今まで規制が何もなくてそういったところで色々不都合が出て建てられているということがあります。こういったところで今まで1ヘクタール未満のところ未許可のところ建てられているところがあります。それから宅地造成法規制法というのが国の法律の中で洞爺地区の今回の3,000ヘクタールの中の区域の中には宅地造成法規制法が係っておりまして宅地内の切り盛りについての規制ということで建築確認が必要ないということで道路がなくても建物が建てられるということで色々建てられているところがあります。それで建てて住まわれる方は道路とか水道がないということで役場に整備してほしいと要望があり、役場としても現状ではなかなか難しいということがあります。役場の方にもサミットを控え色々照会がきていまして、今後このようなことが無いようかたちで検討を進めて今年度中に準都市計画区域の指定へ向けて作業を進めてまいりたいと考えているところがあります。

準都市計画区域の制度というのは、平成12年度に都市計画法において創設されまして平成18年度に改正され、平成12年度の時には市町村が独自でこれを指定することとなっておりましたが色々広域的に決めなければならないことがありまして平成18年度に改正があったときに都道府県、北海道が指定することとなりました。そういったことで最近では、道内では18年度以前については何もなかったのですが道内では七飯町が準指定地区、近場ではニセコ町地区が雪質が良いことからスキーの人气が上がり海外から色々押し寄せてくることで今年になってから準都市計画区域の指定となった。そういったことを含めて北海道が指定するということが町はいずれにしても町の使命として町が色々なことを検討して道に案を出していかなければならないということがあります。そんなことで今後進めていかなければならないと考えております。皆様のお手元の資料の中に一番最初に「現状と課題」と書いております。二番目以降には「準都市計画区域の調査検討」「準都市計画区域指定まで(予定)」を載せております。準都市計画指定となると都市計画区域、虻田地区の方は都市計画区域がありまして一番規制のないところで建ぺい率60パーセントで容積率が200パーセントとなっております。これ以上緩めるということはないと思います。これが一番緩いということでこれも含めて、あと用途地域なども指定することができます。

用途地域とは住居地域とか工業地域とか商業地域とか色々ありますがこれら後で皆様に資料を提出することとなるかと思いますが、用途地域を定めるということで建物・隣の建物等・隣にパチンコ屋とか工場とか一般的な住宅活動を防ぐそういった地域の風致を損なうような建物の建つことを防ぐができる。また、先ほど説明致しましたが開発行為については現状では1ヘクタール以上は許可が要るということですが3,000平方メートル以上0.3ヘクタール以上は許可が要るということになります。開発行為の許可がなければ水路とか排水路とかが垂れ流しとなる恐れがありそれがきっかけとなり田んぼとか道路とか色々なところに流れ込むといった事態となるが懸念されます。そんなようなことであと建築基準法の関係で道路がなければ家が建たない。そういうことが規制されますのでその辺も決めながら今後検討していきたいと考えております。ただ、3,000ヘクタールの地区がどこかというのはこれから決めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

議長(伊藤) 今後、防災上環境保全上観点から準都市計画区域の検討を始めましたということでもあります。

委員 地域審議会で検討することは議会でも認めていることなので早ければ早いほど良いので、計画では基礎調査から始まり告示までの計画がなされているが、こちらの方の審議が早まれば早くできるということにはならないのか。

高橋室長 北海道の指定ということで北海道の都市計画審議会が2ヶ月に1回とか3ヶ月に1回とか開かれておりその時期があえばうまく乗せれるものと思います。

委員 早まっても2ヶ月くらいのもなのか。

高橋室長 そうです。

委員 あと、既存の建物についての準都市計画はどのような対応になるのか。

高橋室長 既存の建物について調査を行い、建ぺい率、容積率、建物用途などの調査を行い用途地域を設定するために調査を行い、また建ぺい率60とか容積200とかこれに合うような建物があるのか、ある程度机上でできますが、場合によっては現地について調査するということになる。たとえば、それに合わないところが何箇所かあったとしたら今の現状をそのままの形で建替えるときにその基準に合わせてくださいというふうになります。だから指定されたからすぐに直しなさいといったふうにはならない。

町長 何としても早くやらなければならない。うちの月浦については公園法の関係で国立公園の特別地域に全部指定されている。ここは全然指定がないから30坪くらいのところに建っているのもあるのではないか。

委員 それは地元の不動産屋がしたこと。

町長 開発行為をやっていれば良いのだが、そうでない一軒屋で

委員 そんなところに水が出ないと文句を言ってみたり救急車が登れないようなところに家を建ててどうするのかと思うのですが

町長 いや気の毒ですよ。

委員 不可能な話かもしれないですが、別荘がたくさんある。ちなみに固定資産税はわれわれの評価、算定基準と同じなのですか。

町長 同じです。

委員 例えば、住民票のない人の住宅は固定資産税の比率が少し高いというようなこととか上げるとかができないのか。

町長 固定資産税もかかっていない方がいる。登記してない。わからない方がいる。北海道では2箇所しかやってない。

高橋室長 今回倶知安町がやる予定で進んでいます。

委員 あくまでも新たに入ってくる人のための見方にたってあげないといけないし新たに入ってきて何かをやらうとする、建てようとする、行為をしようとする方の一つの制約と解釈すれば皆理解してくれると思う。アンケートはいらないのではないかと思うのですが。アンケートを出して回収し結果を出すだけででも無駄だと思う。

高橋室長 どのくらい賛成の方がいるか参考とさせていただきません。

議長(伊藤) 他にありませんか。

事務局(星) 事務局より平成20年度の地域審議会は4回を予定しております。次回の審議につきましては、平成20年度の事業の執行状況を報告予定し9月に開催したいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

議長(伊藤) ただいま、事務局から次回の会議を9月ころをめぐりに開催したいという説明がありましたのでよろしくお願い致します。

委員 9月ころおおむね21年度の計画とかはでないのか。まだ無理ですか。執行状況などやりかけたものを報告を受けてなくてもみんなわかってくるものではないのですか。

事務局(星) まちづくり交付金事業などにつきましては、11月に変更などがありますので21年度・22年度の計画変更などを受付ける時期でもありますので、それに合

わせて色々協議させていただきたいと思いますので、9月には協議できるかと思
います。

委員 おそらくそのようなことを含む執行状況と思われるが
町長 早急に検討してもらいたい。
委員 どんどんそういう問題があるんだということを出していかないと
議長(伊藤) あと他にありませんか。なければこの会議を閉じてよろしいでしょか。
以上をもって、第1回洞爺地区地域審議会を終わります。

閉会 17:30